

難波元町地域活動協議会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、難波元町地域活動協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を浪速区元町三丁目9番16号の元町老人憩の家に置く。

(活動区域)

第2条 本会の活動の対象とする区域は、難波元町地域（元町一丁目、元町二丁目、元町三丁目、難波中一丁目、難波中二丁目8から11番、難波中三丁目、湊町一丁目1, 2番、湊町二丁目1番、敷津東一丁目4, 5番、敷津西一丁目12番 別図に定めるとおり）とする。

(目的)

第3条 本会は、難波元町地域を安全で住みやすい元気なまちにしていけるために、地域のさまざまな団体が相互に連携・協力して活動を行い、より多くの人が自由に参加しながら、取り組んでいくことを目的とする。

(構成)

第4条 本会は、別表に定める地域のまちづくりのために活動を行う団体をもって構成する。
2 本会への新たな団体の参加については、運営委員会の議決によるものとする。
3 本会は、構成団体が第3条の目的に反する活動を行うなど、会員としてふさわしくないと認めるときは、運営委員会の議決を経て、当該団体を除名することができる。

(活動)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関する事
- (2) 地域のコミュニティづくりに関する事
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全に関する事
- (4) 地域福祉や健康づくりに関する事
- (5) 子どもの健全育成や非行防止に関する事
- (6) 生涯学習や文化に関する事
- (7) その他本会の目的達成に必要な事項に関する事

2 本会は次の活動は行わないものとする

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とする活動
- (4) 特定の公職の候補者もしくは公職にあるもの又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

第2章 役員

(役員及び監事)

第6条 本会に次の役員及び監事（以下「役員等」という。）を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人以上
- (3) 会計 1～2人
- (4) 監事 1～3人

(役員等の選任)

第7条 役員等は、運営委員会において選任する。

- 2 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員等の職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計を担当する。
- 4 監事は、本会の会計及び役員の業務執行を監査する。

(役員等の任期)

第9条 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 運営委員会

(運営委員会の組織)

第10条 運営委員会は、別表に定める各種団体の代表及び会長が指名する者（以下「運営委員」という。）を委員として組織する。

(運営委員会の議決事項)

第11条 運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項
- (2) 役員等の選任に関する事項
- (3) 規約に関する事項
- (4) 本会に構成・組織に関する事項
- (5) 部会の設置に関する事項
- (6) その他、会務上必要な事項

(運営委員会の開催)

第12条 運営委員会は、会長が招集する。

- 2 運営委員会は、次の場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 運営委員の2分の1から請求があったとき
- 3 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、必要に応じ別に議長を選出する

- ことができる。
- 4 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(運営委員会の議決)

第13条 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会の書面表決等)

第14条 やむをえない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、書面をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合、定足数及び議決の規定の適用については、その運営委員は、出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

第15条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員の現在数及び出席数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名する。

(議事録の公開)

第16条 活動区域の住民（以下「地域住民」という。）は、会長に申出のうえ、運営委員会の議事録を閲覧することができる。

- 2 前項の場合において、議事録に個人情報等公開することが適当でない情報が含まれている場合には、会長は、当該部分を除いた議事録を公開するものとする。

第4章 部会

(部会の設置)

第17条 会長は、運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

第5章 事業計画・予算・会計

(事業計画および予算)

第18条 本会の事業計画及び予算は、次項に定める事業担当者からの報告をもとに、会長がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 事業担当者は、担当する事業の運営委員の中から会長が指名する。
- 3 事業担当者は、事業計画案及び予算案を作成し、会長に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第19条 本会の事業報告及び決算は、前条で定めた事業担当者からの報告をもとに、会長が作

成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。

- 2 事業担当者は、事業報告案及び決算案を作成し、会長に報告しなければならない。
- 3 監事による監査結果について、地域住民からの閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

(会計帳簿の整備及び公開)

第20条 本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。

- 2 地域住民は、会長に申出のうえ、会計に関する帳簿を閲覧することができる。
- 3 前項の場合において、会計に関する帳簿に個人情報等公開することが適当でない情報が含まれている場合には、会長は、当該部分を除いた帳簿を公開するものとする。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

第22条 この規約は、運営委員会において議決を経なければ、変更することができない。

第7章 雑則

(委任)

第23条 この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1. この規約は、平成25年4月25日から施行する。
2. 平成28年4月1日より、本改訂版を施行する。

構成団体一覧

1. 難波元町連合振興町会
2. 難波元町連合振興町会女性部
3. 難波地区社会福祉協議会
4. 元町地区社会福祉協議会
5. 難波元町地域ネットワーク委員会
6. 難波元町校下青少年指導員
7. 難波元町小学校 P T A
8. 防犯協会難波元町支部
9. 難波元町地区民生委員協議会
10. 難波元町子ども会

難波元町地域
本会の対象とする区域（黒太枠内）

第二条関係

